（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十八の項中「第八条」を「第八条第一項」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「許可」の下に「、同法第百三十一条の六第一項の登録、同法第百三十一条の八第一項の登録の更新、同法第百三十一条の十第一項の届出又は同法第百三十一条の十三第一項の登録の抹消」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の百十八の項中「、同法第百三十一条の六第一項の登録、同法第百三十一条の八第一項の登録の更新、同法第百三十一条の十第一項の届出又は同法第百三十一条の十三第一項の登録の抹消」とあるのは、「又は無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）附則第三条第二項の登録」とする。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正）

第十一条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第十二条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第十二条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十七条第一号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第二号中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

附則第六条第一項中「から第四十七条の三まで」を「（第二項第五号を除く。）、第四十七条の二及び第四十七条の三」に、「「空港に」を「「空港等及び航空保安施設」に、「）に」を「）及び同項第三号イに規定する共用空港航空保安施設」に、「同法附則第二条第一項第三号イ」を「同号イ」に、「同条第二項中「空港等」を「同条第二項第四号中「空港等」とあるのは「前項の施設（民間航空専用施設に限る。）」と、同条第三項中「空港等」に、「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に、「民間航空専用施設保安管理規程」を「民間航空専用施設機能管理規程」に、「空港の保安」を「空港」に、「民間航空専用施設の保安」を「民間航空専用施設」に改め、同条第三項及び第四項中「から第四十七条の三までの規定及び」を「（第二項第五号を除く。）、第四十七条の二及び第四十七条の三の規定並びに」に改める。

附則第九条第一号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第二号中「民間航空専用施設保安管理規程」を「民間航空専用施設機能管理規程」に改める。

附則第十五条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十三条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第三号ハ中「第百三十二条各号」を「第百三十二条第一項各号」に改め、同号ニ中「第百三十二条の二第五号」を「第百三十二条の二第一項第五号」に改める。

第二十五条の五第一項中「第百三十二条ただし書」を「第百三十二条の二第二項第二号」に改め、同条第二項中「第百三十二条のただし書」を「第百三十二条の二第二項第二号」に改める。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）

第十四条　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「第八条中」を「第九条中」に、「第九条第二項」を「第十条第二項」に、「単に「対象空港」を「「対象大会関係空港」に、「第二号」を「第四号」に、「及び対象空港の」を「並びに対象大会関係空港の」に、「対象空港に」を「対象大会関係空港に」に、「当該対象空港の」を「当該対象大会関係空港の」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一
国土交通大臣　赤羽　一嘉
防衛大臣　河野　太郎

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十二号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第五条」を「・第二条」に、「第二章　マンション管理士」を「第二章　基本方針及び第三章　管理計画の認定等（第五条の三―第五条の十三）　第四章　マンション管理士」に、「第三章」を「第五章」に、「第四章」を「第六章」に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第七章」を「第九章」に改める。

第一条中「かんがみ、」を「鑑み、基本方針の策定、マンション管理適正化推進計画の作成及びマンションの管理計画の認定並びに」に、「を定め、」を「及び」に、「登録制度を実施する等」を「登録制度等について定めることにより、」に、「を推進するための措置を講ずることにより」を「の推進を図るとともに」に改める。

第百六条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百七条第一項第一号中「第十八条第一項」を「第五条の十三第二項又は第十八条第一項」に改める。

第百九条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号中「第五十六条第三項」の下に「又は第八十八条第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の四号を加える。

六　第七十三条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項各号に掲げる事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき、又は同条第三項に規定する方法により提供する場合において、同項に規定する事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

七　第七十三条第二項の規定による記名押印のない書面を同条第一項の規定により交付すべき者に対し交付したとき。

八　第八十条又は第八十七条の規定に違反したとき。